

# 告 示

## 埼玉県告示第二十号

令和四年十二月三十日に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により専決処分した令和四年度埼玉県一般会計補正予算（第七号）を、次のとおり公表する。

令和五年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）

令和4年度埼玉県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331,438千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,433,370,268千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

## 別表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		529,764,640	136,432	529,901,072
	1 国庫負担金	124,756,411	135,199	124,891,610
	2 国庫補助金	399,036,834	1,233	399,038,067
13 繰越金		15,190,296	195,006	15,385,302
	1 繰越金	15,190,296	195,006	15,385,302
歳入合計		2,433,038,830	331,438	2,433,370,268

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		25,362,087	331,438	25,693,525
	3 畜産業費	2,630,318	331,438	2,961,756
歳出合計		2,433,038,830	331,438	2,433,370,268